

不利益処分の処分基準 個票

21-014-01

不利益処分の内容		地縁による団体の法人格の付与の取消し	
根拠法令・条例等名		地方自治法	
条 項		第 2 6 0 条 の 2 第 1 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	くらし安心部市民活動支援課
		電話番号	0463-82-5118
基 準	法令基準	<p>法第260条の2第2項及び第14項の規定による。</p> <p>第260 条の2</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> <p>14 市町村長は、認可地縁団体が第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第 1 項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-014-02

不利益処分の内容		認可地縁団体の合併の認可の取消し	
根拠法令・条例等名		地方自治法	
条 項		第260条の45第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	くらし安心部市民活動支援課
		電話番号	0463-82-5118
基 準	法令基準	<p>第260条の45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。</p> <p>(2) 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。</p> <p>2 前条第1項の規定による告示後に前項(第2号に係る部分に限る。)の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。</p> <p>3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。</p> <p>4 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-015-01

不利益処分の内容		路外駐車場の是正命令	
根拠法令・条例等名		駐車場法	
条 項		第 1 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	くらし安心部地域安全課（都市部まちづくり計画課）
		電話番号	0463-82-9625（まちづくり計画課0463-82-9643）
基 準	法令基準	路外駐車場の構造及び設備が同法 11 条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考		路外駐車場の構造及び設備における同法 11 条の規定に基づく政令で定める技術的基準については、地域安全課。 路外駐車場の業務の運営における同法又はこれに基づく命令の規定については、まちづくり計画課。	

不利益処分の処分基準 個票

21-015-02

不利益処分の内容		危険物質等の取扱者への措置命令	
根拠法令・条例等名		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	
条 項		第103条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	地域安全課
		電話番号	0463-82-9625
基 準	法令基準	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項第1号から第3号までのとおり</p> <p>(以下、条文を転記)</p> <p>3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限</p> <p>(2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限</p> <p>(3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄</p> <p>※「危険物質」とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第28条各号に掲げる物質をいう。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-015-03

不利益処分の内容		武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示	
根拠法令・条例等名		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	
条 項		第111条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	地域安全課
		電話番号	0463-82-9625
基 準	法令基準	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第111条第1項のとおり</p> <p>(以下、条文を転記)</p> <p>第111条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-016-01

不利益処分の内容		災害の拡大防止措置の指示	
根拠法令・条例等名		災害対策基本法	
条 項		第 5 9 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	くらし安心部防災課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 2 1
基 準	法令基準	<p>【基準】 法第59条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等) 第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-016-02

不利益処分の内容		応急措置業務への従事命令	
根拠法令・条例等名		災害対策基本法	
条 項		第 6 5 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	くらし安心部防災課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 2 1
基 準	法令基準	<p>【基準】 法第65条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等) 第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-017-01

不利益処分の内容		個人番号カードの返納命令	
根拠法令・条例等名		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令	
条 項		第 1 6 条	
所 管 部 課 等		部課等名	くらし安心部戸籍住民課
		電話番号	0463-86-6473
基 準	法令基準	<p>政令第 1 6 条の規定による。 (個人番号カードの返納命令) 第十六条 住所地市町村長(国外転出者にあつては、附票管理市町村長。次項において同じ。)は、法第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付又は同条第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認めるときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、当該個人番号カードの返納を命ずることができる。</p> <p>2 住所地市町村長は、前項の規定により個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面その他総務省令で定める方法によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

		21-019-01
不利益処分の内容		公民館の事業・行為の停止命令
根拠法令・条例等名		社会教育法
条 項		第40条第1項
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部生涯学習課
	電話番号	0463-84-2792
基 準	法令基準	公民館が社会教育法第二十三条の規定に違反する行為（「営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。」「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。」「特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること。」）を行ったときは、教育委員会がその事業又は行為の停止を命ずることができる。
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

不利益処分の処分基準 個票

21-024-01

不利益処分の内容		生活困窮者住居確保給付金の不正利得に対する徴収等	
根拠法令・条例等名		生活困窮者自立支援法	
条 項		第18条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基準	法令基準	<p>■生活困窮者自立支援法 (不正利得の徴収) 第18条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者がいるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。</p> <p>■秦野市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱 (不適正受給者への対応) 第33条 家賃補助及び転居費用補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明したときは、既に支給された給付の全額又は一部について徴収することができるものとする。この場合において、犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発又は捜査への協力を行い、厳正な対応を行うものとする。 (暴力団関係者の排除) 第36条 暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、必要に応じて、申請者の暴力団員該当性等について、情報提供を依頼するものとする。</p> <p>2 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認されたときは、その不動産仲介業者等に対し、その不動産仲介業者等が発行する入居予定住宅に関する状況通知書又は入居住宅に関する状況通知書（以下「不動産仲介業者等が発行する状況通知書」という。）を受理しないことを書面により通知し、以後、その不動産仲介業者等が発行する状況通知書を受理しないものとする。</p>	

基準	法令基準	<p>3 暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準じる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等</p> <p>(2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準じる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等</p> <p>(3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等</p> <p>(5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等</p> <p>(6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等</p> <p>(7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等</p> <p>(8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等</p> <p>(9) 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等</p> <p>4 本給付金の振込先となる不動産仲介業者等が、前項に規定する不動産仲介業者等であることを確認したときは、その不動産仲介業者等が関わる給付の振込を中止するものとする。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

秦野市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱

平成27年4月1日

施行

(不適正受給者への対応)

第33条 家賃補助及び転居費用補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明したときは、既に支給された給付の全額又は一部について徴収することができるものとする。この場合において、犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発又は捜査への協力を行い、厳正な対応を行うものとする。

不利益処分の処分基準 個票

21-024-02

不利益処分の内容		生活困窮者住居確保給付金の支給の中止	
根拠法令・条例等名		生活困窮者自立支援法施行規則	
条 項		第15条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活困窮者自立支援法施行規則 (生活困窮者住居確保給付金の不支給) 第15条 家賃相当額の支給は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、行わない。 2 家賃相当額の支給は、当該生活困窮者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額を超えたときには、行わない。</p> <p>■秦野市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱 第6条及び第20条 内容は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

平成27年4月1日

施行

(家賃補助の求職活動等要件)

第6条 申請者に対し、次に掲げる申請者の区分に応じて、それぞれの各号に定める事項を指示するものとする。

(1) 公共職業安定所等での求職活動を行う者

ア 原則として、毎月4回以上、自立相談支援機関の面接を受けること。

イ 原則として、毎月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。

ウ 原則として、毎週1回以上求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

(2) 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う者

ア 原則として、毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

イ 原則として、毎月1回以上、よろず支援拠点、商工会議所、その他本市が認める公的な経営相談先（以下「経営相談先」という。）で面談を受けること。

ウ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、原則として、月1回以上、その計画に基づく取組を行うこと。

2 自らの求職活動のみで就職が可能と判断されるときは、一定期間、前項の求職活動を保留することができるものとする。この場合において、求職活動を保留するときは、自立相談支援機関が策定する支援プランにおいて明確化するものとする。

(家賃補助の支給の中止)

第20条 次の各号のいずれかに該当したときは、家賃補助の支給を中止するものとする。

(1) 受給者が、誠実かつ熱心に求職活動を行わないとき又は就労支援に関する指示に従わないときであって、第6条に規定する求職活動要件を満たさなくなった場合は、原則として、その事実を確認したときが、その月の支給の前であれば、その日の属する月の支給から、支給の後であれば、以後の支給から中止するものとする。ただし、家賃補助の支給後に、同条に規定する求職活動要件を満たさなくなったことを確認した場合は、確認後速やかに支給を中止するものとする。

(2) 受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請前後の常用就職も含む。）し、又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ、就労に伴い得られた収入が家賃補助収入基準額を超えたときは、原則として、家賃補助収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止するものとする。ただし、収入に変動がある場合等1か月の収入では判断することが難しいときには、受給者の自立を考慮し、2か月目

の収入を確認してから判断することができるものとする。

- (3) 受給者が住宅から退去したとき（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く。）は退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から、家賃補助の支給が行われた後に退去の事実を確認したときは確認後速やかに支給を中止するものとする。ただし、借主の責めによらず転居せざるを得ないとき又は自立相談支援機関等の指導により市内での転居をするときは、この限りでない。
 - (4) 虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになったときは、直ちに支給を中止するものとする。
 - (5) 受給者が拘禁刑以上の刑に処されたときは、直ちに支給を中止するものとする。
 - (6) 受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明したときは、直ちに支給を中止するものとする。
 - (7) 受給者が生活保護費を受給したときは、生活保護担当部署と調整のうえ、支給を中止するものとする。
 - (8) 受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止するものとする。
 - (9) 第18条第1項に規定する報告を怠った場合、原則として支給を中止する。
 - (10) 受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止するものとする。
 - (11) 受給者が、常用就職したこと及びその就職による収入を得たことの報告を怠った場合は、その事実を確認したときが、その月の支給の前であれば、その日の属する月の支給から、支給の後であれば、以後の支給から中止することができるものとする。
- 2 前項の規定により支給を中止したときは、自立相談支援機関を経由し、受給者に対して住居確保給付金支給中止通知書（家賃補助）（第17号様式）を交付するものとする。

不利益処分の処分基準 個票

21-024-03

不利益処分の内容		職権による保護の変更	
根拠法令・条例等名		生活保護法	
条 項		第25条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 (職権による保護の開始及び変更) 第25条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。</p> <p>2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。</p> <p>■秦野市生活保護法に規定する不利益処分に係る処分基準を定める要領 内容は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

秦野市生活保護法に規定する不利益処分に係る処分基準を定める要領

平成7年9月1日施行

(趣旨)

1 この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に規定する次に掲げる不利益処分に係る処分基準について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定により必要な事項を定める。

- (1) 法第25条第2項に規定する職権による保護の変更
- (2) 法第26条に規定する保護の停止又は廃止
- (3) 法第63条に規定する費用の返還
- (4) 法第77条第1項に規定する扶養義務者からの費用徴収
- (5) 法第78条に規定する不正受給者からの費用徴収

(処分基準)

2 前項第1号、第2号及び第4号に規定する不利益処分（以下「職権による保護の変更等」という。）に係る処分基準は、次の通達等に定めるとおりとする。

- (1) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日発社第246号）
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号）
- (4) その他職権による保護の変更等に係る通達及び行政実例

3 第1項第3号に規定する不利益処分に係る処分基準は、「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について」（昭和47年社保第196号）その他同号の不利益処分に関する行政実例に定めるとおりとする。

4 第1項第5号に規定する不利益処分に係る処分基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 故意に就労収入を申告しなかった者
- (2) 故意に資産（土地、家屋、生命保険金、預金等）を申告しなかった者

附 則

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

不利益処分の処分基準 個票

21-024-04

不利益処分の内容		保護の停止、廃止	
根拠法令・条例等名		生活保護法	
条 項		第26条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 (保護の停止及び廃止) 第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。 ・秦野市生活保護法に規定する不利益処分に係る処分基準を定める要領 内容は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-05

不利益処分の内容		調査に応じないときの保護廃止等	
根拠法令・条例等名		生活保護法	
条 項		第28条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 (報告、調査及び検診) 第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条(第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。 2～4 略 5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-06

不利益処分の内容		義務違反による保護の変更、停止、廃止	
根拠法令・条例等名		生活保護法	
条 項		第62条第1項・第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 (指示等に従う義務) 第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。</p> <p>4～5 略</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-07

不利益処分の内容		費用返還額の決定	
根拠法令・条例等名		生活保護法	
条 項		第63条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 (費用返還義務) 第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。</p> <p>■秦野市生活保護法に規定する不利益処分に係る処分基準を定める要領 内容は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-08

不利益処分の内容		扶養義務者からの費用徴収	
根拠法令・条例等名		生活保護法	
条 項		第77条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 (費用等の徴収) 第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。</p> <p>■秦野市生活保護法に規定する不利益処分に係る処分基準を定める要領 内容は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-09

不利益処分の内容		保護を受けた者からの費用徴収	
根拠法令・条例等名		生活保護法	
条 項		第 7 7 条 の 2	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 第77条の2</p> <p>急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき(徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。)は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-10

不利益処分の内容		不正受給者からの費用徴収	
根拠法令・条例等名		生活保護法	
条 項		第78条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 第78条</p> <p>不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)又は第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下この項において「指定医療機関等」という。)があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関等から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。</p> <p>■秦野市生活保護法に規定する不利益処分に係る処分基準を定める要領内容は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-11

不利益処分の内容		調査に応じないときの支援給付廃止等	
根拠法令・条例等名		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
条 項		第14条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (支援給付の実施) 第14条 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>■生活保護法 (報告、調査及び検診) 第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条(第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。 2～4 略 5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-12

不利益処分の内容		扶養義務者からの支援給付金の費用徴収	
根拠法令・条例等名		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
条 項		第14条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (支援給付の実施) 第14条 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>■生活保護法 (費用等の徴収) 第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。</p> <p>■秦野市生活保護法に規定する不利益処分に係る処分基準を定める要領 内容は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-13

不利益処分の内容		支援給付費の停止、廃止	
根拠法令・条例等名		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
条 項		第14条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (支援給付の実施) 第14条 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>■生活保護法 (保護の停止及び廃止) 第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。</p> <p>■秦野市生活保護法に規定する不利益処分に係る処分基準を定める要領 内容は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-14

不利益処分の内容		支援給付に要する費用の返還額決定	
根拠法令・条例等名		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
条 項		第14条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (支援給付の実施) 第14条 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>■生活保護法 (費用返還義務) 第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。</p> <p>■秦野市生活保護法に規定する不利益処分に係る処分基準を定める要領 内容は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-15

不利益処分の内容		不正受給者からの支援給付費徴収	
根拠法令・条例等名		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
条 項		第14条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (支援給付の実施) 第14条 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>■生活保護法 第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）又は第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下この項において「指定医療機関等」という。）があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関等から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。</p> <p>■秦野市生活保護法に規定する不利益処分に係る処分基準を定める要領 内容は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-16

不利益処分の内容		義務違反による支援給付変更、停止、廃止	
根拠法令・条例等名		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
条 項		第 1 4 条 第 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 3
基 準	法令基準	<p>■中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (支援給付の実施) 第14条 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>■生活保護法 (指示等に従う義務) 第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。 2 略 3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-024-17

不利益処分の内容		職権による支援給付の変更	
根拠法令・条例等名		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
条 項		第14条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部生活援護課
		電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (支援給付の実施) 第14条 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>■生活保護法 (職権による保護の開始及び変更) 第25条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。 3 略</p> <p>■秦野市生活保護法に規定する不利益処分に係る処分基準を定める要領 内容は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-01

不利益処分の内容		不正利得の徴収等	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 2 2 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>介護保険法第22条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第五十一条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一条の三第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-02

不利益処分の内容		要介護認定の取消し	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第31条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第31条第1項のとおり 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第二十七条第七項各号に掲げる事項の記載を削除し、これを返付するものとする。</p> <p>一 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>二 正当な理由なしに、前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第二項の規定による調査(第二十四条の二第一項第二号又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第三項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-03

不利益処分の内容		要支援認定の取消し	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第34条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第34条第1項のとおり</p> <p>市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第三十二条第六項各号に掲げる事項の記載を削除し、これを返付するものとする。</p> <p>一 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>二 正当な理由なしに、前条第二項若しくは次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第二項の規定による調査(第二十四条の二第一項第二号又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第三項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-04

不利益処分の内容		保険給付の制限	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 6 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>法第64条の規定による。</p> <p>第64条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-05

不利益処分の内容		保険給付の制限	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 6 5 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>法第65条の規定による。</p> <p>第65条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第23条の規定による求め(第24条の2第1項第1号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る求めを含む。)に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-06

不利益処分の内容		保険料滞納者に係る支払方法の変更	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 6 6 条 第 1 項 及 び 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>法第 6 6 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ る。</p> <p>(保険料滞納者に係る支払方法の変更)</p> <p>第66条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨の記載(以下この条及び次条第3項において「支払方法変更の記載」という。)をするものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
		更新日	令和8年3月31日
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-07

不利益処分の内容		保険給付の支払の一時差止	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 6 7 条 第 1 項 及 び 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>法第 6 7 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ る。</p> <p>(保険給付の支払の一時差止)</p> <p>第67条 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-08

不利益処分の内容		医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 6 8 条 第 1 項 及 び 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>法第 6 8 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ る。</p> <p>(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止)</p> <p>第68条 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの(以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載(以下この条において「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-09

不利益処分の内容		保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 6 9 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	法第 6 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 。	
		<p>(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例) 第69条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第29条第2項において準用する第27条第7項若しくは第30条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第33条の2第2項において準用する第32条第6項若しくは第33条の3第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。))があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第27条第7項後段(第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段(第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項後段若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定による記載に併せて、介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う旨並びに</p>	

基準	法令基準	高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間(市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。)の記載(以下この条において「給付額減額等の記載」という。)をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等については、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-025-10

不利益処分の内容		指定地域密着型サービスの措置命令	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 7 8 条 の 9 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-11

不利益処分の内容		指定居宅介護支援事業者の措置命令	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 8 3 条 の 2 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-12

不利益処分の内容		指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 8 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課	
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3	
基準	法令基準	<p>市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号(同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第九号(同項第四号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>三 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>四 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>七 指定居宅介護支援事業者が、第八十三条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>八 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第八十三条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為を</p>	

基準	法令基準	<p>した場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>九 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第四十六条第一項の指定を受けたとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十二 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-025-13

不利益処分の内容		指定地域密着型介護予防サービスの措置命令	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 1 1 5 条 の 1 8 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-14

不利益処分の内容		指定地域密着型介護予防サービスの指定取消し等	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 115 条の 19	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0463-86-6583
基準	法令基準	<p>市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第二項第四号の二から第五号の二まで、第九号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)又は第十二号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第四項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>五 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>六 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>七 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>八 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>	

基準	法令基準	<p>九 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>十 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十四条の二第一項本文の指定を受けたとき。</p> <p>十一 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-025-15

不利益処分の内容		指定介護予防支援事業者の措置命令	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 1 1 5 条 の 2 8 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-16

不利益処分の内容		指定介護予防支援事業者の指定取消し等	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 1 1 5 条 の 2 9	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基準	法令基準	<p>市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十二第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号(同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第九号(同項第四号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>三 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>四 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>五 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>六 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>	

基準	法令基準	<p>七 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>八 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第五十八条第一項の指定を受けたとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十一 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-025-17

不利益処分の内容		第一号事業者の措置命令	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 1 1 5 条 の 4 5 の 8 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-18

不利益処分の内容		第一号事業者の指定取消し等	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 1 1 5 条 の 4 5 の 9	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定事業者が、第百十五条の四十五第一項第一号イからニまで又は第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>二 第一号事業支給費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>三 指定事業者が、第百十五条の四十五の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>四 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業員が、第百十五条の四十五の七第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>五 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。</p> <p>六 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>七 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
		更新日	令和8年3月31日
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-19

不利益処分の内容		保険料額の決定	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 1 2 9 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 1 6
基 準	法令基準	<p>法第 1 2 9 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ る。 第 1 2 9 条 市 町 村 は、介 護 保 険 事 業 に 要 す る 費 用（財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金 の 納 付 に 要 す る 費 用 を 含 む。）に 充 て る た め、保 険 料 を 徴 収 し な け れ ば な ら ぬ。 2 前 項 の 保 険 料 は、第 一 被 保 険 者 に 対 し、政 令 で 定 め る 基 準 に 従 い 条 例 で 定 め る と ころ に よ り 算 定 さ れ た 保 険 料 率 に さ れ た 保 険 料 額 に よ っ て 課 す る。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-20

不利益処分の内容		老人居宅生活支援事業等に係る措置の解除	
根拠法令・条例等名		老人福祉法	
条 項		第10条の4第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0463-82-7394
基準	法令基準	<p>(居宅における介護等)</p> <p>第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。</p> <p>一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。)若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者(養護者を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は</p>	

基準	法令基準	<p>当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。</p> <p>四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。</p> <p>五 六十五歳以上の者であつて、認知症(介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。</p> <p>六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。))に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。)を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-025-21

不利益処分の内容		日常生活用具の給付等の措置の解除	
根拠法令・条例等名		老人福祉法	
条 項		第10条の4第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0463-82-7394
基 準	法令基準	老人福祉法第10条の4第2項による。 2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-22

不利益処分の内容		養護老人ホーム等への入所措置等の解除	
根拠法令・条例等名		老人福祉法	
条 項		第11条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0463-82-7394
基 準	法令基準	<p>(老人ホームへの入所等)</p> <p>第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。</p> <p>一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-025-23

不利益処分の内容		入所措置費用の徴収	
根拠法令・条例等名		老人福祉法	
条 項		第28条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0463-82-7394
基 準	法令基準	(費用の徴収) 第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-01

不利益処分の内容		障害福祉サービスの提供措置の解除	
根拠法令・条例等名		知的障害者福祉法	
条 項		第 1 5 条 の 4	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>法第15条の4の規定による。 (障害福祉サービス) 第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。 法第17条の規定による。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-02

不利益処分の内容		知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	
根拠法令・条例等名		知的障害者福祉法	
条 項		第 1 6 条 第 1 項 第 1 号	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>法第16条第1項第1号の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18 歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1)知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。 法第17 条の規定による。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-03

不利益処分の内容		障害者支援施設等への入所措置の解除	
根拠法令・条例等名		知的障害者福祉法	
条 項		第 1 6 条 第 1 項 第 2 号	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>法第16条第1項第2号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1)略 (2)やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律第5条第6項の主務省令で定める施設 以下「障害者支援施設等」という。に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは かのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。 (3)略 2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。 法第17条の規定による。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-04

不利益処分の内容		職親委託措置の解除	
根拠法令・条例等名		知的障害者福祉法	
条 項		第 1 6 条 第 1 項 第 3 号	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>法第16条第1項第3号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1)略 (2)略 (3)知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。 2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。 法第17条の規定による。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-05

不利益処分の内容		知的障害者の入所費用の徴収	
根拠法令・条例等名		知的障害者福祉法	
条 項		第 2 7 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>法第27条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。）から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-06

不利益処分の内容		自立支援給付の不正利得に対する徴収	
根拠法令・条例等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 8 条 第 1 項・第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (不正利得の徴収)</p> <p>第八条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-07

不利益処分の内容		介護給付費等の不正支給を受けた場合の返還命令	
根拠法令・条例等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 8 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (不正利得の徴収) 第八条 2 市町村等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-08

不利益処分の内容		職権による介護給付費等の支給決定の変更	
根拠法令・条例等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 2 4 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (支給決定の変更)</p> <p>第二十四条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二條第一項の主務省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-09

不利益処分の内容		支給決定の取消し	
根拠法令・条例等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 2 5 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（支給決定の取消し）</p> <p>第二十五条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。</p> <p>一 支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>二 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。</p> <p>三 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第二十条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。</p> <p>四 その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により支給決定の取消しを行った市町村は、主務省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給決定障害者等に対し受給者証の返還を求めるものとする。</p> <p>・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-10

不利益処分の内容		計画相談支援給付費の支給の取消し	
根拠法令・条例等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 3 4 条 の 5 5 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>省令第34条の55第1項の規定による。 (計画相談支援給付費の支給の取消し) 第34条の55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。 (1)計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2)計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 省令第34条の55第2項～4項の規定による。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-11

不利益処分の内容		特定障害者特別給付費等の支給の取消し	
根拠法令・条例等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 3 4 条 の 6 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>省令第34条の6第1項の規定による。 (特定障害者特別給付費等の支給の取消し) 第34条の6 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費（以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。）の支給を行わないことができる。 (1)特定障害者が、法第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2)特定障害者が、第34条の3第3項第2号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 事務処理要領による。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-12

不利益処分の内容		地域相談支援給付決定の取消し	
根拠法令・条例等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 5 1 条 の 1 0 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>法第51条の10及び政令第26条の6の規定による。 (地域相談支援給付決定の取消し) 第51条の10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。 (1)地域相談支援給付決定に係る障害者が、第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2)地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。） (3)地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第51条の6第2項及び前条第3項において準用する第20条第2項の規定による調査に応じないとき。 (4)その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、主務省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。 事務処理要領による。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-13

不利益処分の内容		指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令	
根拠法令・条例等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 5 1 条 の 2 8 第 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基準	法令基準	<p>法第51条の28第4項の規定による。 (勧告、命令等) 第51条の28 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1)当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の23第1項の主務省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2)第51条の23第2項の主務省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。</p> <p>(3)第51条の23第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1)当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の24第1項の主務省令で定める基準に適合していない場合当該基準を遵守すること。</p> <p>(2)第51条の24第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3)第51条の24第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。</p>	

基準	法令基準	<p>3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前2項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第2項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>6 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-026-14

不利益処分の内容		指定特定相談支援事業者の指定の取消し等	
根拠法令・条例等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 5 1 条 の 2 9 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基準	法令基準	<p>法第51条の29第2項の規定による。 (指定の取消し等) 第51条の29 2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定特定相談支援事業者に係る第51条の17第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1)指定特定相談支援事業者が、第51条の20第2項において準用する第36条第3項第5号、第5号の2又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2)指定特定相談支援事業者が、第51条の22第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3)指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第51条の24第1項の主務省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(4)指定特定相談支援事業者が、第51条の24第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5)計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6)指定特定相談支援事業者が、第51条の27第2項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7)指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第51条の27第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若し</p>	

基準	法令基準	<p>くは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8)指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第51条の17 第1項第1号の指定を受けたとき。</p> <p>(9)前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10)前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11)指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-026-15

不利益処分の内容		指定相談支援事業者に対する勧告措置命令	
根拠法令・条例等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 5 1 条 の 3 3 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>法第51条の33第3項の規定による。 (勧告、命令等) 第51条の33第51条の31第2項の規定による届出を受けた主務大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者（同条第4項の規定による届出を受けた主務大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。）が、同条第1項の主務省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該主務省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 主務大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 主務大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 主務大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 主務大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、指定相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、主務省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-16

不利益処分の内容		自立支援医療費の支給認定の取消し	
根拠法令・条例等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 5 7 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（支給認定の取消し）</p> <p>第五十七条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>一 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。</p> <p>三 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>四 その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村等は、主務省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定障害者等に対し医療受給者証の返還を求めるものとする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-17

不利益処分の内容		障害児福祉手当の受給資格の喪失	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 17 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給要件) 第十七条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-18

不利益処分の内容		障害児福祉手当の支給の制限	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 0 条 ・ 第 2 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給の制限)</p> <p>第二十条 受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。</p> <p>第二十一条 受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-19

不利益処分の内容		障害児福祉手当の返還	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 2 条第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第二十二條 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-20

不利益処分の内容		障害児福祉手当の不正利得の徴収	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (不正利得の徴収) 第二十四条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-21

不利益処分の内容		障害児福祉手当の不支給	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 6 条において準用する第 1 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 一 受給資格者が、正当な理由がなくて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 二 障害児が、正当な理由がなくて、法第三十六条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 三 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠つているとき。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-22

不利益処分の内容		調査拒否等による障害児福祉手当の支払差止め	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 6 条において準用する第 1 2 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第十二条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-23

不利益処分の内容		特別障害者手当の受給資格の喪失	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 6 条 の 2	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給要件)</p> <p>第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。))を受けている場合に限る。)</p> <p>二 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。</p> <p>三 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して三月を超えて入院するに至ったとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-24

不利益処分の内容		特別障害者手当の支給の調整	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 6 条 の 4	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給の調整) 第二十六条の四 手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-25

不利益処分の内容		特別障害者手当の不支給	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 6 条 の 5 に お い て 準 用 す る 第 1 1 条	
所 管 部 課 等		部 課 等 名	福祉部障害福祉課
		電 話 番 号	0463-82-7616
基 準	法 令 基 準	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第十一条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 一 受給資格者が、正当な理由がなくて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 二 障害児が、正当な理由がなくて、法第三十六条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 三 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠つているとき。	
	処 分 基 準	法令基準のとおり	
	更 新 日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-26

不利益処分の内容		調査拒否等による特別障害者手当の支払差止め	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 6 条の 5 において準用する第 1 2 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第十二条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-27

不利益処分の内容		特別障害者手当の支給の制限	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第26条の5において準用する第20条・第21条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給の制限)</p> <p>第二十条 受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。</p> <p>第二十一条 受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-28

不利益処分の内容		特別障害者手当の返還	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 6 条の 5 において準用する第 2 2 条第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p> <p>第二十二條 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第二十二條第 1 項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当て同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、法第二十条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-29

不利益処分の内容		特別障害者手当の不正利得の徴収	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 6 条の 5 において準用する第 2 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (不正利得の徴収)</p> <p>第二十四条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-30

不利益処分の内容		特別障害者手当の支払の調整	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 6 条の 5 及び第 1 6 条において準用する児童扶養手当法第 3 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>児童扶養手当法 (手当の支払の調整) 第三十一条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後を支払うべき手当の内払とみなすことができる。児童扶養手当法第十二条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-31

不利益処分の内容		障害児福祉手当の支払の調整	
根拠法令・条例等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
条 項		第 2 6 条及び第 1 6 条において準用する児童扶養手当法第 3 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>児童扶養手当法 (手当の支払の調整) 第三十一条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後を支払うべき手当の内払とみなすことができる。児童扶養手当法第十二条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-32

不利益処分の内容		更生に必要な指導措置の解除	
根拠法令・条例等名		身体障害者福祉法	
条 項		第 1 7 条 の 2 第 1 項 第 3 号	
所 管 部 課 等		部課等名	
		電話番号	
基 準	法令基準	<p>法第17条の2第1項の規定による。 診査及び更生相談 第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。 (1)医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。 (2)公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学の行うものを含む。）又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。 (3)前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。 法第18条の3の規定による。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-026-33

不利益処分の内容		障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除	
根拠法令・条例等名		身体障害者福祉法	
条 項		第 1 8 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基準	法令基準	<p>法第18条の規定による。</p> <p>（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）</p> <p>第18条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援（以下この条において「療養介護等」という。）を除く（以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p> <p>2市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第93号第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。</p> <p>法第18条の3の規定による。</p>	

基準	法令基準	<p>(措置の解除に係る説明等)</p> <p>第18条の3 市町村長は、第17条の2第1項第3号、第18条又は第50条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があった場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-026-34

不利益処分の内容		障害福祉サービス等の費用の徴収	
根拠法令・条例等名		身体障害者福祉法	
条 項		第38条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>法第38条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第38条 第18条第1項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第2項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-027-01

不利益処分の内容		国民健康保険税滞納世帯に対する特療養費の支給	
根拠法令・条例等名		国民健康保険法	
条 項		第 5 4 条 の 3 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部国保年金課
		電話番号	0463-82-9613
基 準	法令基準	<p>市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)又は組合員(その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。)を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条(第四項及び第五項を除く。)において同じ。)が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。)の支給(次項及び第五項において「療養の給付等」という。)に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。</p> <p>他、一部基準については「秦野市国民健康保険税滞納者の特別療養費等の取扱いに関する要綱」で定める。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-027-02

不利益処分の内容		国民健康保険一部負担金の不払いによる徴収	
根拠法令・条例等名		国民健康保険法	
条 項		第42条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部国保年金課
		電話番号	0463-82-9613
基 準	法令基準	「秦野市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いに関する要綱 第6条、第7条、第8条」によって定める。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-027-03

不利益処分の内容		国民健康保険 故意の疾病等の場合の給付制限	
根拠法令・条例等名		国民健康保険法	
条 項		第60条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部国保年金課
		電話番号	0463-82-9613
基 準	法令基準	第六十条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-027-04

不利益処分の内容		国民健康保険 闘争・泥酔等の場合の給付制限	
根拠法令・条例等名		国民健康保険法	
条 項		第 6 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部国保年金課
		電話番号	0463-82-9613
基 準	法令基準	第六十一条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-027-05

不利益処分の内容		国民健康保険 療養に関する指示に従わない場合の給付制限	
根拠法令・条例等名		国民健康保険法	
条 項		第62条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部国保年金課
		電話番号	0463-82-9613
基 準	法令基準	第六十二条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-027-06

不利益処分の内容		国民健康保険 強制診断等の拒否の場合の給付制限	
根拠法令・条例等名		国民健康保険法	
条 項		第63条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部国保年金課
		電話番号	0463-82-9613
基 準	法令基準	第六十三条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第六十六条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-027-07

不利益処分の内容		国民健康保険 保険料滞納の場合の保険給付の一時差止	
根拠法令・条例等名		国民健康保険法	
条 項		第63条の2	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部国保年金課
		電話番号	0463-82-9613
基 準	法令基準	<p>第六十三条の二 市町村及び組合は、保険給付(第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>3 市町村及び組合は、第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-027-08

不利益処分の内容		国民健康保険 被保険者に対する不正利得の徴収	
根拠法令・条例等名		国民健康保険法	
条 項		第65条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部国保年金課
		電話番号	0463-82-9613
基 準	法令基準	第六十五条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-027-09

不利益処分の内容		国民健康保険 保険医等に対する連帯納付命令	
根拠法令・条例等名		国民健康保険法	
条 項		第65条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部国保年金課
		電話番号	0463-82-9613
基 準	法令基準	<p>第六十五条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-027-10

不利益処分の内容		国民健康保険 保険医療機関の費用返納命令等	
根拠法令・条例等名		国民健康保険法	
条 項		第65条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部国保年金課
		電話番号	0463-82-9613
基 準	法令基準	<p>第六十五条 3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第五十二条第三項（第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十四条の二第五項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-01

不利益処分の内容		受給資格の喪失	
根拠法令・条例等名		児童手当法	
条 項		第4条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	児童手当法第4条の規定を満たさなくなった場合 別紙のとおり	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

児童手当法

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 施設入所等児童以外の児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの
 - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)
 - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
 - 四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者
- 2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
 - 3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

- 4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

不利益処分の処分基準 個票

21-028-02

不利益処分の内容		児童手当の支給の制限	
根拠法令・条例等名		児童手当法	
条 項		第 10 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	<p>(支給の制限)</p> <p>第十条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(調査)</p> <p>第二十七条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-03

不利益処分の内容		届出不履行等による手当支払差止め	
根拠法令・条例等名		児童手当法	
条 項		第 1 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	<p>第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。</p> <p>(届出)</p> <p>第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-04

不利益処分の内容		支払の調整	
根拠法令・条例等名		児童手当法	
条 項		第 1 3 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	(支払の調整) 第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-05

不利益処分の内容		不正利得の徴収	
根拠法令・条例等名		児童手当法	
条 項		第 1 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	(不正利得の徴収) 第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-06

不利益処分の内容		受給資格の喪失	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	児童扶養手当法第4条の規定を満たさなくなった場合 別紙のとおり	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

児童扶養手当法

(支給要件)

第四条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。

- 一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合
当該母
 - イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ 父が死亡した児童
 - ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
 - ニ 父の生死が明らかでない児童
 - ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの
 - 二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父
 - イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ 母が死亡した児童
 - ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童
 - ニ 母の生死が明らかでない児童
 - ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの
 - 三 第一号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者
- 2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第四号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当するときは、当該児童につ

いては、支給しない。

- 一 日本国内に住所を有しないとき。
 - 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四に規定する里親に委託されているとき。
 - 三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。
 - 四 母の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。
 - 五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。
 - 六 父の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。
- 3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

不利益処分の処分基準 個票

21-028-07

不利益処分の内容		児童扶養手当の支給の調整	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第 4 条 の 2	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	(支給の調整) 第四条の二 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。 2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-08

不利益処分の内容		児童扶養手当の支給の制限（所得限度超過）①	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第9条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	<p>(支給の制限)</p> <p>第九条 手当は、受給資格者(第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>2 受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-09

不利益処分の内容		児童扶養手当の支給の制限（所得限度超過）②	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第9条の2	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	<p>第九条の二 手当は、受給資格者(前条第一項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-10

不利益処分の内容		父又は母に対する手当の支給の制限	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第 10 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	<p>第十条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-11

不利益処分の内容		養育者に対する手当の支給の制限	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第 11 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	<p>第十一条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-12

不利益処分の内容		児童扶養手当の返還	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第12条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	児童扶養手当法第12条の規定のとおり 別紙のとおり	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

児童扶養手当法

第十二条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の十月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第九条から前条までの規定を適用しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)に返還しなければならない。

一 当該被災者(第九条第一項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条第一項に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当

二 当該被災者(第九条第一項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条の二に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当

三 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第十条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

不利益処分の処分基準 個票

21-028-13

不利益処分の内容		母、父又は養育者に対する手当の支給制限	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第13条の2	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	児童扶養手当法第13条の2の規定による。 別紙のとおり	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

児童扶養手当法

- 第十三条の二 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。
- 一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けられることができる。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
 - 二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつており、
 - 三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつており、
 - 四 父又は母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けられる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。
- 2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。
- 一 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付（次項において「障害基礎年金等」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けられることができる。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
 - 二 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けられる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。
- 3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けられることができる（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。
- 4 第一項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たつては、監護等児童が二人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることをしないようにするものとする。

不利益処分の処分基準 個票

21-028-14

不利益処分の内容		受給資格者に対する手当の支給の制限	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第 1 3 条 の 3 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	<p>第十三条の三 受給資格者(養育者を除く。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき(第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができない。</p> <p>2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、内閣府令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-15

不利益処分の内容		規定違反に対する支給の制限	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第 1 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	<p>第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。</p> <p>二 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p> <p>三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。</p> <p>四 受給資格者(養育者を除く。)が、正当な理由がなくて、求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。</p> <p>五 受給資格者が、第六条第一項の規定による認定の請求又は第二十八条第一項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-16

不利益処分の内容		届出等不履行の支払の差止め	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第 1 5 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	<p>第十五条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。</p> <p>(届出)</p> <p>第二十八条 手当の支給を受けている者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。</p> <p>2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、内閣府令の定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-17

不利益処分の内容		不正利得の徴収	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第 2 3 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	(不正利得の徴収) 第二十三条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-028-18

不利益処分の内容		児童扶養手当の手当の支払の調整	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第 3 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	<p>(手当の支払の調整)</p> <p>第三十一条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後を支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十二条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-029-01

不利益処分の内容		保育の利用の不承諾、解除	
根拠法令・条例等名		児童福祉法	
条 項		第 2 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部保育こども園課
		電話番号	0463-82-9606
基 準	法令基準	保育所等の利用を希望する保護者は、保護者のいずれもが秦野市保育所等における保育の実施基準等を定める条例第2条のいずれかに該当する場合に利用申込をすることができるが、保育所等利用調整基準に基づき、児童福祉法第24条第3項に規定する調整を経て、利用の決定を行う。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-030-01

不利益処分の内容		賠償受給による給付の制限	
根拠法令・条例等名		予防接種法	
条 項		第18条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども家庭支援課
		電話番号	0463-82-9604
基 準	法令基準	<p>【基準】 法18条第1項の規定による。 （損害賠償との調整） 第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の自由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-030-02

不利益処分の内容		賠償受給額相当額の返還命令	
根拠法令・条例等名		予防接種法	
条 項		第18条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども家庭支援課
		電話番号	0463-82-9604
基 準	法令基準	<p>【基準】</p> <p>法第18条第2項の規定による。 (損害賠償との調整)</p> <p>市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-030-03

不利益処分の内容		不正受給者からの給付額の徴収	
根拠法令・条例等名		予防接種法	
条 項		第19条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども家庭支援課
		電話番号	0463-82-9604
基 準	法令基準	<p>【基準】 法第19条第1項の規定による。 （不正利得の徴収） 第19条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-030-04

不利益処分の内容		予防接種の実費の徴収	
根拠法令・条例等名		予防接種法	
条 項		第28条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども家庭支援課
		電話番号	0463-82-9604
基 準	法令基準	<p>【基準】 法第28条の規定による。 (実費の徴収) 第28条 定期の予防接種又は臨時の予防接種(特定B類疾病に係るものに限る。)を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-030-05

不利益処分の内容		命令に従わない場合の給付差止め	
根拠法令・条例等名		予防接種法施行令	
条 項		第16条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども家庭支援課
		電話番号	0463-82-9604
基 準	法令基準	<p>【基準】 政令第16条第2項の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付に係る診断及び報告)</p> <p>第16条 2 予防接種に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-030-06

不利益処分の内容		妊婦給付認定の取消	
根拠法令・条例等名		子ども・子育て支援法	
条 項		第10条の10	
所 管 部 課 等		部課等名	こども家庭支援課
		電話番号	0463-82-9604
基 準	法令基準	<p>【基準】 法第10条の10の規定による。</p> <p>【条文】 第10条の10 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-030-07

不利益処分の内容		診療報酬の支払いの一時差止め	
根拠法令・条例等名		母子保健法	
条 項		第 20 条第 7 項において準用する児童福祉法第 21 条の 3 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども家庭支援課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 4
基 準	法令基準	<p>【基準】 法第 20 条第 7 項及び児童福祉法第 21 条の 3 第 2 項の規定による。 (養育医療)</p> <p>第 20 条 7 児童福祉法第 19 条の 12、第 19 条の 20 及び第 21 条の 3 の規定は養育医療の給付について、同法第 20 条第 7 項及び第 8 項並びに第 21 条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 19 条の 12 中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同法第 19 条の 20 (第 2 項を除く。) 中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第 1 項中「第 19 条の 3 第 10 項」とあるのは「母子保健法第 20 条第 7 項において読み替えて準用する第 19 条の 12」と、同条第 4 項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同法第 21 条の 3 第 2 項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。</p> <p>児童福祉法 第 21 条の 3 2 指定療育機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-032-01

不利益処分の内容		賠償受給による給付の制限	
根拠法令・条例等名		予防接種法	
条 項		第18条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	<p>【基準】 法18条第1項の規定による。 （損害賠償との調整） 第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-032-02

不利益処分の内容		賠償受給額相当額の返還命令	
根拠法令・条例等名		予防接種法	
条 項		第18条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	<p>【基準】 法第18条第2項の規定による。 （損害賠償との調整） 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-032-03

不利益処分の内容		不正受給者からの給付額の徴収	
根拠法令・条例等名		予防接種法	
条 項		第19条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	<p>【基準】 法第19条第1項の規定による。 （不正利得の徴収） 第19条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-032-04

不利益処分の内容		予防接種の実費の徴収	
根拠法令・条例等名		予防接種法	
条 項		第28条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	<p>【基準】 法第28条の規定による。 (実費の徴収) 第28条 定期の予防接種又は臨時の予防接種(特定B類疾病に係るものに限る。)を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-032-05

不利益処分の内容		命令に従わない場合の給付差止め	
根拠法令・条例等名		予防接種法施行令	
条 項		第16条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	<p>【基準】</p> <p>政令第16条第2項の規定による。</p> <p>(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付に係る診断及び報告)</p> <p>第16条 市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めるときは、予防接種に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。</p> <p>2 予防接種に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-032-06

不利益処分の内容		消毒に要した費用の徴収	
根拠法令・条例等名		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
条 項		第63条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	<p>【基準】 法第63条第1項の規定による。 （費用の徴収） 第63条 市町村長は、第27条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合（第50条第1項の規定により実施された場合を含む。）は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-032-07

不利益処分の内容		感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収	
根拠法令・条例等名		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
条 項		第63条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	<p>法第63条第1項の規定による。 (費用の徴収) 市町村長は、第二十七条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-032-08

不利益処分の内容		感染症の病原体に汚染された物件の消毒の実費徴収	
根拠法令・条例等名		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
条 項		第63条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	<p>法第63条第3項の規定による。 (費用の徴収) 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			